

平成21年度教育委員会事務点検評価(平成20年度実施事務事業)評価表

1 事務事業の基本事項

		整理番号	5
事務事業の名称	公民館運営事業	担当部課	教育委員会 生涯学習部 中央公民館
		電話番号	04-2952-2230
実施期間	昭和29年度 ~		
総合振興計画における位置づけ	5章 人を育み文化を創造するまちをめざして	実施計画(H20~22)事業名 個別計画等の名称	生涯学習基本計画
	1節 生涯学習の振興		
	1項 生涯学習の推進		
	2目 生涯学習の機会や場の拡充		
実施根拠	社会教育法、狭山市公民館条例		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 + 自治事務		
事業開始の背景等	昭和24年に社会教育法が施行され、公民館においてはその設置目的達成のため、教育、芸術、文化に関する各種事業を展開している。		

2 事務事業の目的・内容

目的	社会教育法第24条に基づき、地域内住民のために実際に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		
対象	市民		
活動内容	地域における生涯学習の場として、地域住民の様々な学習ニーズに応えられるよう、幅広い年齢層を対象にそれぞれに適した各種事業を展開している。		
(下段)前年度の方向性に対する改善活動	(前年度方向性評価)	継続	
環境配慮	参加者に公共交通機関の利用や相乗り、自転車・徒歩での来館をお願いしている。		
実施形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・負担 <input type="checkbox"/> その他( )		

3 事務事業の実施状況と成果

区分	指標名	区分	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	目標値の根拠・考え方
(実施動向指標)	利用件数	件	目標値	33,737	32,408	31,928	32,019	過去3年間の平均値に1%増を見込んだ
			実績値	31,574	31,657	31,874		
			達成率	93.6%	97.7%	99.8%		
	利用者数	人	目標値	532,160	506,980	495,856	486,302	
			実績値	489,399	482,385	472,678		
			達成率	92.0%	95.1%	95.3%		
(成果指標)	施設利用率	%	目標値	49.0	49.0	49.0	48.6	過去3年間の平均値に1%増を見込んだ
			実績値	49.0	49.0	46.4		
			達成率	100.0%	100.0%	94.7%		
			目標値					
			実績値					
			達成率					

4 事業費

		区分	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	
経費	直接費	予算額	千円	115,033	138,481	129,454	130,119	
		決算額	千円	117,421	144,137	126,163		
		財源内訳	国県支出金	千円				
			その他特定財源	千円	21,927	21,863	23,700	
	一般財源		千円	95,494	122,274	102,463		
	人件費	従事職員数	人	17.38	18.28	16.16		
		人件費(従事職員数×平均給与)	千円	155,899	163,862	148,252		
事業費計(直接費決算額+人件費)		千円	273,320	307,999	274,415			
効率性指標	指標名	利用者数	人	489,399	482,385	472,678	1単位当たりの経費	
	単位コスト	利用者一人当たりのコスト	円	559	638	581		

5 事務事業の評価

項目	評価の視点	評価	評価理由
個別評価	必要性	4	地域住民における生涯学習の拠点施設として、住民の学習ニーズに応じ、学習の場の提供を図っている。
		前年度 4	
	有効性	4	利用状況については、目標を概ね達成できている。公民館で学習した成果を文化祭等で発表するとともに、学習成果の地域への還元も次第に図られつつある。
前年度 4			
効率性	手段の最適性 コスト効率の向上 受益者負担の適正化 執行体制の効率化など	4	使用料免除規定の見直しによる有料化も定着し、受益者負担の適正化が図られている。利用率については、より一層の向上が求められている。なお、指定管理者の導入については、平成22年度から一部導入することとしている。
		前年度 4	
< 5段階評価 >    5：極めて高い    4：高い    3：普通    2：低い    1：かなり低い			
今後の方向性	<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 内容の見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了		
より効率的な利用の促進を図るため、中央公民館の移転に合わせ利用時間区分の見直しを図るとともに、利用団体同士の交流や協働による活動を促進し、地域における学習の場の充実を図っていく。なお、富士見公民館、水野公民館、広瀬公民館については、指定管理者制度の導入を目指すものである。			

6 その他(学識経験者の意見等)

・公民館における市民の諸活動の成果を、社会に還元していく仕組みづくりに市は一層尽力すべきである。 ・「学習の場の提供」が、単なる「場所貸し」にならないよう考慮すべきである。
---